

呉市地域福祉計画（案）について

呉市地域福祉計画（案）について、市民意見募集等により、皆様から頂いた御意見に対し、市の考え方を示すとともに、必要な箇所の修正を行いましたので報告します。

1 パブリックコメント（市民意見募集）の結果

呉市地域福祉計画を策定するに当たり、令和4年1月11日（火）から令和4年2月10日（木）まで（31日間）意見募集を行い、1名の方から1件の御意見を頂きました。頂いた御意見に対する市の考え方は次のとおりです。

提出された意見の要旨	市の考え方等
<p>「第4章 施策の展開」に「基本目標0 地域のつながりの醸成」を設ける。</p> <p>既に存在する地域の老人会活動、ふれあいサロン活動、子ども会活動等は既にそれぞれの組織で目的を持って活動されており、目的があるということは垣根があり誰もが自由に参加できるわけではない。</p> <p>自治会で実施している夏祭り等のイベントや地域の清掃活動、自主防災会で実施する防災活動には年齢的な垣根はないものの、そのときだけの顔合わせとなり、日常的なつながりの醸成という面では効果が薄い。</p> <p>自治会は地域の安全安心のために気を配り、民生委員は地域の高齢者や子どもたちに目配りをしている。この人たちが核となって、特段の目的なしに地域の高齢者や子供たちも含めた人達が日常的に集える場づくりが必要である。</p>	<p>地域の方が日常的に集える場づくりについては、本計画26ページ「基本目標1（3）地域活動の活性化」に記載しているとおおり、共通点のある人同士や様々な世代の人が交流を深めることができる場や機会を充実させることを行政の役割としています。</p> <p>頂いた御意見については関係部署と共有し、今後の事業の参考にさせていただきます。</p>

2 その他の主な変更点

令和3年11月24日に開会された第2回呉市保健福祉審議会及び令和4年2月17日に開会された第3回呉市保健福祉審議会での御意見に対する市の考え方及び修正事項は次のとおりです。

提出された意見の要旨	市の考え方等
<p>第1章 計画の策定に当たって</p> <p>(1) 地域福祉は住民主体だが、計画の位置付けの中に住民に関する記載がない。</p>	<p>地域福祉を推進する主体は、地域住民であると考えています。頂いた御意見を踏まえ、次のとおり下線部分を追記しました。</p> <p>【修正箇所】</p> <p>第1章 計画の策定に当たって 4ページ</p> <p>(2) 計画の位置付け</p> <p>(下線部分を追加)</p> <p><u>また、社会福祉法第4条では、地域福祉の推進について地域住民及び社会福祉事業者等が相互に協力しながら、地域共生社会の実現を目指すこととされています。行政のみでなく、地域におけるあらゆる主体が自分事として地域の課題解決に取り組み、協働して地域福祉を推進していく必要があります。</u></p> <p>■地域福祉を推進する主体について</p> <p><u>社会福祉法（抜粋）</u> <u>（地域福祉の推進）</u> <u>第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。</u></p>

<p>(2) 社会福祉法人 呉市社会福祉協議会との関係について、「連携・協働」という書き方にしてほしい。</p> <p>(修正前) 連携</p>	<p>2 <u>地域住民，社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は，相互に協力し，福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み，社会，経済，文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように，地域福祉の推進に努めなければならない。</u></p> <p>3 <u>地域住民等は，地域福祉の推進に当たっては，福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉，介護，介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。），保健医療，住まい，就労及び教育に関する課題，福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み，あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し，地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。</u></p> <p>「連携・協働」という表現に改めました。</p> <p>【修正箇所】 第1章 計画の策定に当たって 5 ページ（2）計画の位置付け (修正後) <u>連携・協働</u></p>
<p>(3) 圏域の考え方について，日常生活圏域（8 圏域）では広すぎるのではないかな。</p>	<p>基本的な地域の圏域としては，日常生活圏域を中心としますが，各個別計画における圏域等を追記するとともに，呉市における重層的な圏域設定のイメージ図を記載しました。</p>

<p>(修正前)</p> <p>本市では、各個別計画に基づき様々な圏域で福祉に関する活動が行われています。地域福祉計画では、基本的な地域の圏域として日常生活圏域を中心として捉え、各個別計画における圏域での活動と連携して取組を進めます。</p>	<p>【修正箇所】</p> <p>第1章 計画の策定に当たって 6 ページ (5) 「地域福祉」に関する様々な圏域</p> <p>(修正後)</p> <p>本市では、各個別計画に基づき様々な圏域で福祉に関する活動が行われています。地域福祉計画では、基本的な地域の圏域として日常生活圏域 <u>(8 圏域)</u> を中心として捉え、各個別計画における圏域 <u>(自治会・各地区社会福祉協議会 2 8 圏域, 2 5 中学校区など)</u> での活動と連携して取組を進めます。</p>
<p>(4) 自助, 互助・共助, 公助について, それぞれの主体が分かりにくい。 特に共助と互助は書き分けた方が分かりやすいのではないか。</p> <p>(修正前)</p> <p><u>(6) 自助, 互助・共助, 公助について</u></p> <p><u>本市では以下のとおり「自助」・「互助・共助」・「公助」の考え方をイメージします。これを踏まえ, お互いに力を合わせる関係を築くことが重要です。</u></p> <p>自助</p>	<p>地域福祉を推進するための役割を主体ごとに明確化するため, 「個人」「地域」「行政」の行動主体別に記載を変更し, それに伴う文章の修正も行いました。</p> <p>【修正箇所】</p> <p>第1章 計画の策定に当たって 7 ページ</p> <p>(修正後)</p> <p><u>(6) 地域福祉を推進するための役割</u></p> <p><u>本市では「個人」「地域」「行政」が一体となって地域福祉の推進に努めることとします。これを踏まえ, それぞれが役割を持って, お互いに力を合わせる関係を築くことが重要です。</u></p> <p>個人</p>

自ら主体的に取り組むこと

※地域に住む個人それぞれができること

互助 共助

【互助】

近隣の友人や知人，親族などの地域ぐるみやボランティアで取り組むこと

【共助】

介護保険制度などの社会保険制度やサービスで取り組むこと

※地域や隣近所などの単位でできること

公助

行政機関などが行う公的サービスを活用して取り組むこと

※行政ができること

地域に住む個人それぞれが，地域課題を自分事として捉え，課題の解決に向けて主体的に取り組むことが必要です。

日常的な見守り，声掛けや地域行事への参画など，地域との関係を構築・維持するために行動することが求められます。

地域

地域には様々な人が暮らしており，誰もが自分らしく地域の中で生活できるよう理解し受け入れることが重要です。

近年は地域住民の課題の複雑化・複合化も進んでいることから地域包括支援センター，地区社会福祉協議会，自治会などの地域の団体や，NPO，ボランティア団体による，支援を必要とする人の把握や，隣近所の助け合いや見守りなどを通じて課題解決に取り組む必要があります。

行政

地域住民の課題の複雑化・複合化に伴い，既存の福祉施策では対応できないケースが顕在化する中で，地域活動やボランティア活動を支援しながら総合的に地域福祉を推進していくことが求められます。

第2章 本市の現状と課題

(5) グラフの年度が不ぞろいで分かりにくい。

グラフの年度については各個別計画と整合を図っています。また，国勢調査の数値を使用し作成したグラフの数値については平成12年からのデータに統一し，最新値（令和2年度）を追加しました。

【修正箇所】

第2章 本市の現状と課題

8～14ページ

第4章 施策の展開

(6) 取組主体について、担当課だけでは範囲が狭いため、関係機関や自治会なども記載する必要があるのではないか。

(修正前)

互助 共助

○略

(修正前)

互助 共助

○略

○略

○略

○略

行動主体ごとの「それぞれの役割」を設定し、自治会や子ども会、PTAといった関係機関等を追記しました。

【修正箇所】

第4章 施策の展開

基本目標1 地域福祉の意識醸成と基盤づくり

24ページ(1) 地域福祉の意識醸成

(修正後)

地域

○略

○地域の組織や団体が住民同士で支え合う仕組みづくりを進めます。

○子ども会の活動や家庭における福祉教育等を通じて、子どもの地域への愛着や地域福祉への関心を育みます。

【修正箇所】

基本目標3 あらゆる福祉サービスの推進

37ページ(3) 地域ぐるみでの子育ての支援

(修正後)

地域

○略

○略

○略

○略

○PTAや子ども会、教育現場において子どもの見守りを強化し、子どもの健全な発達を促すとともに、心のケアに取り組みます。

